



知っておきたい障がい福祉制度

◎ JR旅客運賃の割引制度

- ◎対象 身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている人
- ◎割引内容
 - 第1種障がい者とその介護者が利用する場合
普通乗車券、回数乗車券、普通急行券、定期乗車券が50%割引
 - 12歳未満の障がい者とその介護者が利用する場合
定期乗車券が50%割引

- 第1種障がい者、第2種障がい者がひとりで片道100kmを超える場合
普通乗車券が50%割引
- ◎利用方法
乗車券購入時に乗車券販売窓口で、交付を受けている手帳を提示して購入
※詳しくは乗車券販売窓口へお問い合わせください。
※私鉄にも割引があります。詳しくは、各鉄道会社へお問い合わせください。

◎各交通機関の運賃割引制度

■タクシー運賃の割引

- ◎対象 身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている人
- ◎割引内容
タクシー運賃が10%割引
※本人以外の利用はできませんが、同乗は可能です。
- ◎利用方法
降車時に交付を受けている手帳を提示
※一部のタクシー会社には割引がありません。詳しくは各タクシー会社へお問い合わせください。

■バス運賃の割引

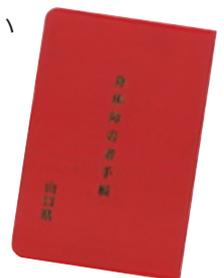
- ◎対象
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている人
- ◎割引内容
定期路線バスの運賃が50%割引
※精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人は、山口県内の路線のみが対象となります。
- ◎利用方法
降車時に交付を受けている手帳を提示
※割引率等はバス会社によって異なります。詳しくは各バス会社へお問い合わせください。

■航空運賃の割引

- ◎対象
身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている12歳以上の人
- ◎割引内容
国内線の運賃が割引
※他の割引制度と併用はできません。
- ◎利用方法
航空券購入時に航空会社窓口で、交付を受けている手帳を提示して購入
※割引率等は航空会社、路線によって異なります。詳しくは各航空会社へお問い合わせください。

■船の運賃割引

- ◎対象
身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている人
- ◎割引内容
フェリー等の乗船運賃が割引
- ◎利用方法
乗船券購入時に船舶会社窓口で、交付を受けている手帳を提示して購入
※割引率等は船舶会社によって異なります。詳しくは各船舶会社へお問い合わせください。



◎問い合わせ先 高齢障害課 (☎82・1170)